

2 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

- ① 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年細則第7号)第6条の規定に該当しない者であること。
- ② 西日本高速道路株式会社における平成31・32年度調査等競争参加資格(地質・土質調査)の認定を受けている者であること。
- ③ 参加表明書の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領(平成17年要領第96号)」に基づき、「地域1」において、入札参加資格停止を受けていないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1) 以下のいずれかの場合に該当する資本関係

- I) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合。
- II) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

2) 以下のいずれかの場合に該当する人的関係

- I) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

(イ) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

- a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

- d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- (ロ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- (ハ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

(ニ) 組合の理事

- (ホ) その他業務を執行する者であつて、(イ)から(ニ)までに掲げる者に準ずる者

- II) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

- III) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

3) 以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係

- I) 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合。
- II) その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (2) 入札参加者を選定するための基準 調査等契約事務処理要領(平成20年要領第42号)第12条に規定する調査等請負契約標準指名基準による。なお、同基準中の「当該調査における技術的適性」については、同種又は類似の業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 指名された入札参加者は、「価格」並びに「技術等」をもって契約の申込を行い、下記②総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- ② 上記①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、直ちに当該入札を行った2者以上の者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。

(2) 総合評価の方法

- ① 参加表明書及び技術提案書の記載内容に応じ、以下の評価項目ごとに評価を行い、最大で100点の2倍の技術評価点を与える。
 - 1) 配置予定技術者の資格及び実績等
 - 2) 配置予定技術者の成績及び表彰
 - 3) 業務実施方針及び手順

- ② 価格評価点を算出する基準である価格評価基準額は、次に掲げる1)測量業務等に係る部分の額、2)土質地質調査等に係る部分の額及び3)設計業務等に係る部分の額の合計額とする。ただし、その額が、契約制限価格(税抜)に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

1) 測量業務等に係る部分

- イ 直接費の額
- ロ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

2) 土質地質調査等に係る部分

- イ 直接調査費の額
 - ロ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ハ 技術業務費の額に10分の8を乗じて得た額
 - ニ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
- 3) 設計業務等に係る部分
- イ 技術業務直接人件費の額
 - ロ 技術業務直接経費の額
 - ハ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - ニ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

- ③ 価格評価点は、下記に定めるところにより算出する。ただし、入札価格が契約制限価格(税抜)を超えている場合には評価しない。また、価格評価点は0を最低点とする。

$$X < X_0 \text{ の場合 } Y = 100 / (X_0 - 65) \times (X - 65)$$

$$X \geq X_0 \text{ の場合 } Y = -0.5 \times (X - X_0) \times 2 / (100 - X_0) + 100$$

この式においてX、X₀及びYは、それぞれ次の値を表すものとする。

$$X \text{ 入札率} = \text{入札価格} / \text{契約制限価格(税抜)} \times 100$$

$$X_0 \text{ 価格評価基準額} / \text{契約制限価格(税抜)} \times 100$$

$$Y \text{ 価格評価点}$$

- ④ 総合評価は、上記①により得られた技術評価点と、上記③により得られた価格評価点の合計点(評価値)をもって行う。

- ⑤ 詳細は、入札説明書による。

4 入札手続等

- (1) 担当部署 西日本高速道路株式会社関西支社 総務企画部経理課 課長代理 三木 真一 〒567-0871 大阪府茨木市岩倉町1番13号 電話06-6344-9242

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

- ① 期間 令和元年10月21日(月)から令和元年10月31日(木)まで(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(令和元年12月29日から令和2年1月3日まで)(以下「休日」という。)を除く)。